

高松市自治基本条例見直しの考え方

【検討方法等】

- 条例の各条文が、法律の改正や社会の変革等に照らして不都合がないかの確認
- 見直しの必要がある場合は、市から本審議会に対して、条例の見直しについて諮問

【参 考】高松市自治基本条例（条例の見直し）

第37条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

確認結果

条例本文の修正の必要性は、「なし」

【令和5年度の取組】第7次高松市総合計画の策定について

高松市自治基本条例

(総合計画)

第25条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、参画の機会を確保するものとする。

3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、透明性を確保しつつ適切に進行管理を行うとともに、定期的にその進捗状況を市民に公表するものとする。

第7次高松市総合計画 たかまつ未来ビジョン

【目指すべき都市像】

人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松

(令和6(2024)年度～令和13(2031)年度)

策定体制

